

令和 7 年国勢調査 匿名データの作成方針（案）

本調査は、国内の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的に世帯及びその世帯員を対象に 5 年ごとに実施している統計調査であり、学術研究や高等教育において有用性が高い調査であることから、匿名データを作成するものである。

令和 7 年国勢調査について、以下のとおり匿名データの作成を行う予定である。

1 基本的な考え方

本調査の匿名データ化については、調査対象が特定されないことを目的に、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成 21 年 2 月 17 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。）及び匿名データの作成に係る匿名化处理基準（以下「匿名化处理基準」という。）に沿った秘匿措置を講じて作成・提供する。

ただし、社会経済情勢の変化や他調査の作成方法を勘案し、当該年次の特性に応じた措置を講ずる。

2 作成する匿名データの構成概要

これまでに作成してきた国勢調査に係る匿名データと同様、本調査の調査票より以下の匿名データを作成する。

世帯の種類	サンプリング率	（参考）令和 2 年	
		調査本体の 標本の大きさ	匿名データの 標本の大きさ
一般世帯	約 1 %	約 5,570 万世帯	約 56 万世帯
施設等の世帯		約 300 万人	約 3 万人

3 匿名データの作成方法

作成方法については、本調査の調査票情報から匿名化处理基準に沿って別紙のとおり必要な匿名化处理を行う。

また、総務省統計研究研修所において、別紙の記載内容について検証を行う。

なお、匿名データを作成する際に、組合せ等により個体識別リスクが高いレコードが出現した場合は、削除等の匿名化处理を行う。

4 提供予定時期

令和 10 年 9 月（予定）